

# 潟上市議会議員政治倫理条例施行規則

平成25年9月12日

議会規則第1号

(趣旨)

**第1条** この規則は、潟上市議会議員政治倫理条例（平成25年潟上市条例第28号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(宣誓書)

**第2条** 条例第4条第1項に規定する宣誓書は、様式第1号によるものとする。

(就業報告書)

**第3条** 条例第5条第1項に規定する就業報告書は、様式第2号によるものとする。

(納税等状況報告書)

**第4条** 条例第6条第1項に規定する納税等状況報告書は、様式第3号によるものとする。

(審査会の委員長及び副委員長)

**第5条** 条例第7条第1項に規定する潟上市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(審査会の会議)

**第6条** 審査会の会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会議の議長の決するところによる。

(会議の傍聴)

**第7条** 会議の傍聴については、潟上市議会傍聴規則（平成17年潟上市議会規則第2号）の例による。

(審査会委員の除斥)

**第8条** 審査会の委員は、自己若しくは配偶者、1親等内の血族若しくは同居の親族の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その審査に参加することができない。

(審査会の庶務)

**第9条** 審査会の庶務は、議会事務局において処理する。

(審査請求)

**第10条** 条例第8条第1項の規定により審査を請求しようとする者は、審査請求書（様式第4号）及び審査請求者名簿（様式第5号）を議長に提出しなければならない。

2 条例第8条第2項の規定により審査を請求しようとする議員は、審査請求書（様式第6号）を議長に提出しなければならない。

3 前2項の審査請求書に添付する疑義を証する資料は、条例第3条政治倫理基準の遵守又は条例第13条市との請負契約等に対する遵守事項等に違反する疑いのある事実を具体的に指摘するものでなければならない。

4 議長は、第1項及び第2項の規定により審査請求書が提出されたときは、審査請求書と添付資料の写しを添えて速やかに審査会に提出し、審査を求めるとともに、当該議員に審査請求書及び添付資料の写しを送付しなければならない。

5 条例第8条第1項に規定する連署は、様式第5号の例による署名簿に、審査請求書又は審査請求書の写しを付して求めるものとする。この場合において、署名は年月日、住所及び氏名を自筆により記載し、押印をしたものでなければならない。

6 条例第8条第1項において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第7項に定める期間は審査の請求及び署名を求めることができない。

（審査請求書等の不備の補正）

**第11条** 議長は、前条により審査請求を受けた場合において、当該審査請求書の記載事項及び添付書類に不備があるときは、当該審査請求を行った者に、その補正を命ずるものとする。

（審査請求の却下）

**第12条** 議長は、審査請求を行った者が前条の規定による補正命令に従わないときは、当該審査請求を却下するものとする。

（議員の弁明）

**第13条** 条例第8条第1項又は第2項の審査の申立てをされた議員（以下「当該議員」という。）は、条例第2条第3項により疑惑を解明し、責任を明らかにするため、潟上市議会会議規則（平成17年潟上市議会規則第1号）によらないで議長に対し、自己の弁明の機会を設けるよう要求できるものとする。

（勧告）

**第14条** 条例第9条第2項に定める措置の勧告の種別は、次のとおりとする。

- (1) 注意
  - (2) 一定期間の出席自粛勧告
  - (3) 議長等の役職辞任勧告
  - (4) 議員辞職勧告
- （関係人等への調査）

**第15条** 審査会が条例第9条第3項の規定により委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めるときは、議長に通知しなければならない。

(審査結果の公表)

**第16条** 条例第9条第6項の規定による概要の公表は、潟上市議会広報紙等に掲載して行うものとする。

(弁明書)

**第17条** 条例第11条第1項に規定する弁明書は、様式第7号によるものとする。

2 前項の弁明書は、審査会の審査結果の通知があった日から起算して14日以内に提出しなければならない。

(関係私企業等の届出)

**第18条** 条例第13条第4項に規定する届出書は、様式第8号によるものとする。

(請負契約等の報告)

**第19条** 条例第13条第8項に基づく市長の報告事項は、事業名、請負人の氏名、請負契約等の内容、請負契約等の金額、発注期日及び工事にあつては完成期日、業務委託にあつては委託終了期日、物品にあつては納入期日とするほか、条例第13条第1項ただし書の規定に基づく請負契約等の場合は、これに請負人の選定理由も付すものとする。

2 議長は、前項の報告を受けた場合、直近の定例会において報告するほか、潟上市議会広報紙等により市民に公表するものとする。

(その他)

**第20条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。ただし、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年10月1日から施行する。

(最初の会議の招集日)

2 審査会の委員が指名された後最初に招集すべき会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、議長が招集する。

様式第1号（第2条関係）

宣 誓 書

私は、潟上市議会議員として、主権者である市民からその職を信託された者であることを自覚し、その信託に応えるとともに、法律はもとより潟上市議会議員政治倫理条例を遵守し、厳しい倫理意識に徹して、常に良心に従い、誠実かつ公正にその職務を行うことを宣誓いたします。

また、同条例第3条に規定する政治倫理基準に違反する事実が公然と指摘された場合は、自ら誠実な態度をもって当該事実につき釈明し、その責任を明らかにするとともに、同条例第12条に定める議会の措置を受けた場合は、その措置に従うことを宣誓いたします。

年 月 日

氏 名 ㊟

潟上市議会議長 様

様式第2号（第3条関係）

就 業 報 告 書

年 月 日

潟上市議会議長 様

議員氏名

㊟

潟上市議会議員政治倫理条例第5条第1項に基づき、下記のとおり就業の報告を提出します。

記

企業(法人又は団体) の 名 称			
法 人 又 は 団 体 の 所 在 地			
役 職 名		就任年月日	年 月 日
備 考	(主とする業務内容等)		

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

潟上市議会議長 様

議員氏名

印

納税等状況報告書

潟上市議会議員政治倫理条例第6条第1項の規定に基づき、次のとおり報告いたします。

記

区 分	納付	未納付	非該当	備 考
市民税・県民税				
固定資産税				
軽自動車税				
国民健康保険税				
介護保険料				
後期高齢者医療保険料				
上下水道等使用料				

納付、未納付又は非該当のいずれかに○をしてください。

(注) 納税証明書等を添付すること。

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

潟上市議会議長 様

請求代表者 住 所  
氏 名  
電話番号



審 査 請 求 書

潟上市議会議員政治倫理条例第8条第1項の規定に基づき、次のとおり審査を請求します。

1 疑義があると認められる者の氏名

2 疑義の内容

.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....

3 添付資料（疑義を証する資料）

※地方自治法第74条第7項に定める期間は、審査の請求及び署名を求めることはできない。









様式第8号（第18条関係）その1

関係私企業等届出書

潟上市議会議長 様

議員の氏名	㊟
議員の職業 (企業の名称及び役職名)	

本人が実質的に経営に携わっている企業

当該企業の名称	
〃 役職名	
業務内容	

当該企業の名称	
〃 役職名	
業務内容	

当該企業の名称	
〃 役職名	
業務内容	

様式第8号（第18条関係）その2

配偶者、1親等内の血族若しくは同居の親族が実質的に経営に携わっている企業

当該企業の名称			
業 務 内 容			
実質的に経営に携わっている者	氏 名	企業における役職名	議員との続柄

当該企業の名称			
業 務 内 容			
実質的に経営に携わっている者	氏 名	企業における役職名	議員との続柄

当該企業の名称			
業 務 内 容			
実質的に経営に携わっている者	氏 名	企業における役職名	議員との続柄